

株式会社ジェイウインド「(仮称)新南大隅ウインドファーム環境影響評価準備書」に対する勧告について

令和4年11月10日  
経済産業省  
商務情報政策局  
産業保安グループ

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「(仮称)新南大隅ウインドファーム環境影響評価準備書」について、株式会社ジェイウインドに対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第4項の規定に基づき、鹿児島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

(参考)当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 鹿児島県肝属郡南大隅町
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出力 : 19,500kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<計画段階環境配慮書>

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 計画段階環境配慮書受理 | 令和 2 年 6 月 1 5 日 |
| 環境大臣意見受理    | 令和 2 年 8 月 1 7 日 |
| 経済産業大臣意見発出  | 令和 2 年 9 月 9 日   |

<環境影響評価方法書>

|             |                  |
|-------------|------------------|
| 環境影響評価方法書受理 | 令和 3 年 1 月 1 4 日 |
| 住民意見の概要等受理  | 令和 3 年 3 月 2 4 日 |
| 鹿児島県知事意見受理  | 令和 3 年 6 月 2 2 日 |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和 3 年 7 月 8 日   |

<環境影響評価準備書>

|             |                    |
|-------------|--------------------|
| 環境影響評価準備書受理 | 令和 4 年 2 月 1 5 日   |
| 住民意見の概要等受理  | 令和 4 年 4 月 2 1 日   |
| 鹿児島県知事意見受理  | 令和 4 年 8 月 2 3 日   |
| 環境大臣意見受理    | 令和 4 年 9 月 1 日     |
| 経済産業大臣勧告発出  | 令和 4 年 1 1 月 1 0 日 |

問合せ先:電力安全課 長尾、須之内  
電 話:03-3501-1742(直通)

## 1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

### (1) 事後調査について

ア 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果及び専門家等からの助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。また、検討の過程やその対応方針等を公開し、透明性を確保すること。

ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

エ 今後、対象事業実施区域の周辺で他の事業者が風力発電事業を計画し、さらに、同事業者から累積的な影響の予測又は評価に必要な情報の提供依頼があった場合には、可能な限り情報を共有することで、地域全体の環境影響の低減を図ること。

### (2) 工事計画の見直しについて

本事業の工事計画は、風力発電設備及び取付道路等の附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の新設や道路の拡幅等により、発生する残土の処理のために盛土場を設置する可能性があり、土地の改変が行われる計画となっている。

このため、土工量及び土地の改変を最小限に抑えたものとなるよう、風力発電設備等の配置、設置高等の見直しや擁壁工等の構造物の活用等の観点から、工事計画の見直しを行うこと。また、沈砂池等の配置、流末処理等の濁水対策を十分に検討し、適切に環境保全措置を講ずることにより、動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

## 2. 各論

### (1) 水質に対する影響

濁水流出防止のための沈砂池については、近年の局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、十分に対応可能な性能とすること。

また、併せて局所集中的な降雨の傾向を踏まえる等、適切に環境監視を実施すること。

### (2) 土地の改変に対する影響

対象事業実施区域の一部は、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林、干害防備保安林等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。また、本事業の工事計画は、風力発電設備等の新設や道路の拡幅等により、土地の改変を伴うものとなっていることから、森林の伐採並びに土砂の崩落及び流出による動植物の生息・生育環境への影響が懸念される。

このため、関係機関、地元自治体等と十分に協議及び調整を行った上で、専門家等からの助言を踏まえ、土地の改変による動植物の生息・生育環境への影響を回避又は極力低減すること。

### （３）鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号。）に基づく国内希少野生動植物種に指定されているクマタカの複数のペアによる営巣及び繁殖が確認されており、ヤイロチョウ及びブッポウソウの生息が確認されているが、これらの種の繁殖への影響が大きい時期の工事内容、工事時期及び工事期間に係る環境保全措置が検討されていない。また、本事業の対象事業実施区域及びその周辺では、国内希少野生動植物種に指定されたクマタカが繁殖しているほか、サシバ、ハヤブサ等の鳥類の主要な渡り経路になっている。

このため、本事業の実施による鳥類の渡り経路への影響を回避又は低減する観点から、以下の措置を講ずること。

ア 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等 に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、稼働後のバードストライクの有無、渡り鳥の移動経路等に係る事後調査を適切に実施すること。また、事後調査の結果、衝突や移動の阻害等、重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、渡り鳥の衝突のおそれが高い季節及び時間帯の稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

イ 稼働後においてバードストライクが発生した場合の措置の内容について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

ウ クマタカの繁殖活動への影響が懸念されることから、専門家等の助言を踏まえ、営巣期は高利用域における風力発電機設置ヤード、管理用道路等の建設や大規模な森林伐採等の工事を回避する等の環境保全措置を講ずること。

エ 対象事業実施区域及びその周辺において、ヤイロチョウ及びブッポウソウの生息が確認されていることから、風力発電設備等の工事を実施する際には、専門家等の助言を踏まえ、繁殖期の工事内容、工事時期及び工事期間に係る

環境保全措置を適切に実施すること。

オ 重要な鳥類に対する環境影響を回避・低減する観点 から、当該地域における必要性を踏まえ、評価書作成時までに、さらに１営巣期の追加調査を実施すること。

追加調査結果を踏まえ、鳥類の生息、繁殖、渡り行動等について重大な影響が予測される場合には、事業計画の見直しを行うこと。それ以外の場合にあっては、鳥類の生息等への影響が最小限となるよう、鳥類への影響が予測される期間の稼働調整等を含めて検討し、適切な環境保全措置を講ずること。

カ バードストライク及びバットストライクに関する事後調査については、死骸等の見落としや他の動物の持ち去りなどによる過小評価を回避するため、専門家等からの意見や国が示す技術情報等を踏まえ、十分な頻度で実施すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。